

(別添2)

令和8年度富士箱根伊豆国立公園箱根地域適正利用推進検討業務
の企画書審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

国立公園課内に設置する「令和8年度富士箱根伊豆国立公園箱根地域適正利用推進検討業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、必要に応じて企画提案会実施後、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長	国立公園課	課長
委員	国立公園課	課長補佐
	富士箱根伊豆国立公園管理事務所	所長
		国立公園利用企画官

*委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和8年度富士箱根伊豆国立公園箱根地域適正利用推進検討業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添3）に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点	15点満点
・秀	5点	×2	×3
・優	4点		
・良	3点	20点満点	25点満点
・準良	2点	×4	×5
・可	1点		
・不可	0点		

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を関東地方環境事務所総務課長へ報告し、関東地方環境事務所長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。